

応募申請にあたっての留意事項

(共通事項)

1. 本補助事業は、2027年3月31日までに完了させること。この日までに納品や委託の完了がなされていない場合は、補助金交付の取り消しの対象となります。
2. 半導体などの部品が入手困難な場合もあるため、応募申請にあたり、年度内に事業が完了できることをメーカー等に必ず確認すること。
3. 交付決定前に発注することは、原則として認めません。本県の承諾なしに交付決定日より前に発注している場合は、補助金交付の取り消しとなります。
4. 補助事業は、廃棄物処理法や土地利用規制などの各種法令に従い、許認可を得た後でなければ事業を開始、運営することができない場合があります。このため、応募申請時には、各種法令の手続状況を記載する必要があるとともに、許認可等が得られるという、調整結果を記載する必要があります。

調整結果の例示

問合せ先：窓口（〇〇市環境部廃棄物対策課　〇〇グループ）

担当者（〇〇　〇〇）

日時（〇〇〇〇年〇月〇〇日）

◇回答

〇〇については、〇〇を行っており、廃棄物処理法上の問題はありません。ただし、廃棄物処理法上の手続としては、変更届が必要となります。なお、当該事業の変更届については、〇〇までに提出してください。

5. 補助の対象経費の算定根拠として、見積書等を添付する必要があります。算定根拠が明らかでない場合は、補助対象経費から減額して審査されます。
6. 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象とならないため、補助対象経費は税抜金額とすること。
7. 補助金は原則精算払いとなりますので、補助金相当分の経費については自社で資金調達が必要です。また、事業の完了までに補助金相当分の経費の支払いを完了する必要があります。

(個別事項)

<設備整備事業（リサイクル、排出抑制、プラスチック）>

1. 補助事業にて整備する設備の構造図やカタログを応募申請書に添付すること。
2. 本補助金を受け取得または効用が増加した財産については、補助事業完了後から5年を経過するまでの間、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図り、取得財産等管理台帳を作成して管理する必要があります。また、毎年6月30日までに補助金の交付の目的となった事業の前年度における実施状況を報告すること。なお、県が定期的に現地検査を行います。
3. 本補助金を受け整備された設備については、5年間は、県の承認なく他の用途への使用、売却、担保の設定、処分等をすることはできません。

また、県の承認後、当該設備の処分、譲渡、貸与又は運営により収益が生じた場合は、その全部又は一部を県に納付することが必要となることがあるので留意すること。

<循環ビジネス事業化検討事業>

1. 補助対象経費にて財産価値が生じるものとの取得はできません。（補助事業期間内のリース・レンタルは可）。
2. 調査については、自社で行う「調査費」と外注する「調査委託費」がありますが、補助事業の全ての調査を「調査委託費」とすることはできません。
3. 研究開発費は、サーキュラーエコノミー推進プロジェクトチーム事業のみ計上することができます。